

といった特殊な事情によって実現されている。しかしそうした設備面の条件に加え、組織内・組織外に関わらず、それぞれの立場に

いる職員らがしっかりとした連携を図り、より充実した福祉業務を実現しようとする姿勢が根底にあることを付言しておきたい。

表 1 医科新規利用者数

(単位：人)

科 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小児科	24	15	19	22	28	28	15	23	24	19	15	20	252
整形外科	0	2	2	5	4	1	3	1	2	0	2	1	23
耳鼻科	1	3	1	0	3	2	2	2	0	2	0	3	19
難聴児診療	0	1	1	1	4	3	6	2	2	4	6	3	33
眼科	0	3	1	2	5	3	2	4	2	3	1	2	28
<小計>	25	24	24	30	44	37	28	32	30	28	24	29	355
児相健診	11	16	21	15	16	16	13	15	10	13	6	12	164
合計	36	40	45	45	60	53	41	47	40	41	30	41	519

表 2 一時保護児童数の推移

区分 \ 年度	実人員 (人)	延人員 (人)	一日平均在所児童数 (人)	一人平均在所日数 (日)	在所児童15人を超えた日数 (日)
平成12年度	278	6,351	17.4	22.8	201
平成13年度	321	6,402	17.5	19.9	289
平成14年度	330	6,986	19.1	21.2	334
平成15年度	348	5,880	16.1	16.9	226
平成16年度	369	6,949	19.0	18.8	290

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-7 児童相談所一時保護所の現状と課題

一 立地、建物構造の課題を中心にして一

福岡県久留米児童相談所

1. 久留米児童相談所の概要

当児童相談所は県の地理的中心部から以南を管轄区域とし、九州一の大河の筑後川の中流から下流域にわたる肥沃な筑後平野部と山間部からなり、県南の中心都市の久留米市を含む7市9町3村で管内人口698,566人（平成17年10月1日現在）である。管内の主要産業は商業や農業（米、麦、茶、苗木、い草、フルーツ）の外に大川市の家具木工業がある。

県内には当保護所の外に、県の児童相談所の中央、田川、大牟田の3カ所、政令指定都市の福岡市と北九州市の2カ所の合計6カ所が各児童相談所に併設されている。大規模な政令都市の保護所を除く県の保護所は、ほぼ同程度の規模である。当保護所の定数は25名とされており、全国的に見ても中規模のごく標準的な規模ではないだろうか。

2. 当保護所の立地、建物構造の特徴と問題点

○2-1 保護所の周囲の環境、立地

当児童相談所は平成1年12月に建築された。久留米市の中心街から徒歩で30分の閑静な住宅街にあり、当保護所のグラウ

ンドのすぐ隣には西鉄大牟田線の電車が走り、国道209号線が200メートル離れた所にある。付近には図書館、運動場、体育館、公園等がない。

○2-2 敷地及び 造作物

別紙平面図のとおり。地積2,821.37㎡。建築物、構造物は開放的な造りであり、児童相談所の周囲は高さ150cm～180cmのフェンスで囲っているが、外から中が丸見えである。小学校中学年以上の子どもにもよじ登りフェンスを超えることは容易であるし、外部からはどこからでも侵入可能である。

○2-3 建物の構造

別紙平面図のとおり。保護所の主要部分の面積は次のとおり。

居室1（男子）18.0㎡、居室2（幼児）13.5㎡、居室3（女子）12.7㎡。居室面積には出入り口部分を含む。定数は25名であるが就寝可能人数は12名までである。

その他は、食堂18.8㎡、学習室・娯楽室2.68㎡、観察室（職員室）19.58㎡、浴室更衣室9.8㎡、男子トイレ10.03㎡、女子トイレ9.4㎡となっている。

（1）保護所建物の構造は、保護所が児童相談所玄関にドア一枚で隣接し、入所中

の子どもが保護所を飛び出し玄関から外に出たり、相談課事務室、面接室、判定室等に勝手に入り込む。また、来所者（面会禁止中の保護者を含む）に子どもの顔を見られることや来所者が保護所に入り込んでくる危険度が高い。

(2) 入所中の子どもの居室は、男子部屋、女子部屋、幼児部屋に分かれているが、男子と女子の居室は用具室を挟んで隣り合わせとなっており、区切りは何も無く、出入りが容易で職員室から死角であり、職員の目を盗んで異性の部屋に潜り込み易い。

(3) 居室の収容可能人員は12名までであるが、今年度でも一日平均の入所者数が11名を超えた月が3月、一日最高17名の日もあり、時により手狭の感がある。

(4) 個室または休養室が無設置で、子どもが単独になれる場所や、問題行動を起こした子どもへの個別指導をする所が無い。

(5) グラウンドはランニングやキャッチボール、砂遊び、虫取り等に使用しているが、サッカーやバッティングはボールが外の道路に飛び出すため利用できない。

3. 一時保護所入所の子どもの特徴と問題点

保護所では、①入所者数の増加、②入所期間の長期化の傾向にあり、別紙資料のとおりである。

子どもの特徴としては、①非行程度が進んだ被虐待経験を持つ子どもの増加、②誤った知識や歪んだ性的関心を持つ子どもの増加、③不登校気味で学習が嫌いな子どもや年齢相応の学力を有しない子どもの割合が多いこと等があげられる。

①は、虐待（ネグレクト）→非行行動→叱責・虐待（身体的・心理的）→非行行動の拡大の悪循環に陥り、矯正指導が困難な

状態にまでなっている子どもであり、統計上は虐待であるが非行行動の矯正指導を最優先にしなければならない子どもである。

②は、他の子どもを卑猥な言動に巻き込み、性的関心を扇動する子どもである。

③は、日課の学習を苦痛に感じ苛ついた状態となる。

以上のように被虐待、非行、性格行動等の問題を抱える子ども達が混在し、外界とは遮断された狭い空間での生活であるために、子どもが抱える心理的不安は大きく苛立ちの行動が目立つ。

保護所内での問題行動は、①子ども間の序列をめぐる勢力争い、②勢力争いに関連して弱い子どもへの虐め行為、③日課も社会規範も守らず、職員の指導に反抗する行為、④隠れての男女間の異様な接近行為、⑤無外行為等になって現れる。

4. 問題点への対応

問題点への対応としては、①入所している子どもの安全を図ること、②子どもの抱えている苛立ちの原因を除去ないしは緩和することである。

(1) 安全面の課題と対応策

上記○2-2の外部からの侵入を防ぐ手段としては、外柵を侵入できない物に取り替えることであるが、予算面の制約があり早急の取り替えは不可能である。夜間庁舎管理員を常駐させている外に、警察のパトロール強化をお願いしている。

○2-3-（1）の玄関に隣接している危険性については、ドア一枚で隔てているだけで非常に脆弱である。緊急に解決しなければならない事態が発生したため、他に妙案がなく賛否両論あるがドアに施錠をすることにした。子どもを閉じこめることになることについてどうかとの意見もあるが、とりあえず危険性は回避できたと考える。

○2-3-（2）異性の居室へ子どもが

出入りすることの危険性については、建物構造上の改善が困難である。職員の目配りと子どもへの効果的な指導方法を考慮しての対応しかない。

○2-3-(5)のグラウンド使用は、砂遊び、自転車遊び、昆虫採り等やボール遊び等非常に有益である。ただ、グラウンドの形状と面積の広さから、高学年の子ども達が思い切りボール遊びをするのには手狭である。フェンスを高くすることは、予算の制約があり早急の解決手段とはなりえない。

(2) 子どもの苛立ちの除去・緩和策等

入所した子どもの心理的不安を除去ないし緩和させ、安心し落ち着いた生活ができるように配慮をしているが、入所期間が長期化した子どもへの対応は困難性が増加する。

入所期間が長期の子どもたちは、不透明な自分の将来についての不安を抱えているし、生活環境がごく狭い空間しかないこと、相性が合わない他の子どもとも一緒に生活しなければならないこと、外界から遮断された生活を強いられること、変化の少ない単調な生活に陥りがちであること等から、入所期間の長さに比例して苛立ちも増加していく。

また、入所期間中は原則登校しないため、学力の遅れが拡大する。

日頃から子どもが安心できるように配慮した処遇が必要なのは勿論であるが、将来への不安の解消・緩和については相談課の密接な接触対応をお願いしなければならない。

当保護所では、長期入所者への効果的な処遇を検討すること、加えて、学習権の保障についての検討をすることになっている。

①子どもの目先を変え、単調な生活感にならないよう工夫すること。

年間行事の充実・・・事前に計画するこ

とはむずかしいが、今後はより充実していく必要がある。当保護所の現状は次のとおりである。なお、長期入所の子どもには、日課や行事について特別メニューが必要かどうか検討中である。

ア・保護所内部での活動

i 子どものおやつの手作り・・・月4回程度実施。

ii 四季折々の壁面創作

iii グラウンドでのバーベキュー・・・ただし本年度は未実施。

おやつ作りや子どもとの創作は、苛立ち感の解消に効果を上げている。

イ・保護所外での活動

○2-1に記したとおり、付近には手軽に利用できる施設が皆無であり、目的地までの移動手段はタクシーしかなく予算上の制約があるが、子どもは児童相談所の外に出ることを渴望しており、心理的に安定させる効果が大きい。

○正月の神社参詣・・・付近の小さな神社まで徒歩で移動。

○大型連休時の外出・・・1日目はレストランで外食。2日目は市営の無料の公園に引率。共にタクシーで移動。

○夏休み期間中の外出・・・市内の青少年科学館見学、ファーストフード店で食事、映画鑑賞。タクシーで移動。

(3) 子ども間の争いや虐めへの対応策・個室の必要性

力があり攻撃性向が強い子どもと虐めを受けやすい子どもが同居するため、争いや虐めが起こりやすい。子どもの苛立ちを和らげるとともに、子どもが単独になれる空間を確保してやる必要があるし、場合によっては危険から身を守るための避難場所としての個室または静養室が必要であるが、当保護所には個室は無い。今年度も虐めの被害から守るために、緊急避難で他所に一時保護委託をお願いした。保護所

内にも子どもを一時的に分離する場所が必要である。個室設置が必要不可欠と考える。

5. 終わりに

以上に記したとおり、当保護所の立地・建造物にも、また入所している子どもへの処遇にも課題を抱えており、特に立地・建造物関係については早急な解決が困難で、

課題として積み残している。不備な点は運用を工夫しながら乗り切っていくしかないが、(1)男子と女子の居室の区切り、(2)個室の設置、(3)グラウンドのフェンスを高くすることの三点は、急いで具体的な改善策を検討する必要があると考えている。

(資料)

1. 入所者数の推移

(平成17年度は12月末日まで)

年度	相談別				実人員	延べ日数	一日平均 人員	一人平均 日数
	養護	非行	育成	その他				
13	165	12	7		184	2,151	5.9	11.7
14	139	4	11		154	2,596	7.1	16.9
15	148	17	31	2	198	2,384	6.5	12.0
16	179	23	10	1	213	3,019	8.3	14.2
17	130	18	5		153	2,692	9.8	17.6

2. 長期入所者の状況

(平成17年度は12月末日入所者まで。入所継続者は除く。)

年度	保護所在所日数					
	30～39	40～59	60～89	90～119	120～149	150以上
15	10	7	4	1		
16	7	15	8			1
17	10	9	5	1		1

3. 久留米児童相談所土地平面図

別紙のとおり。

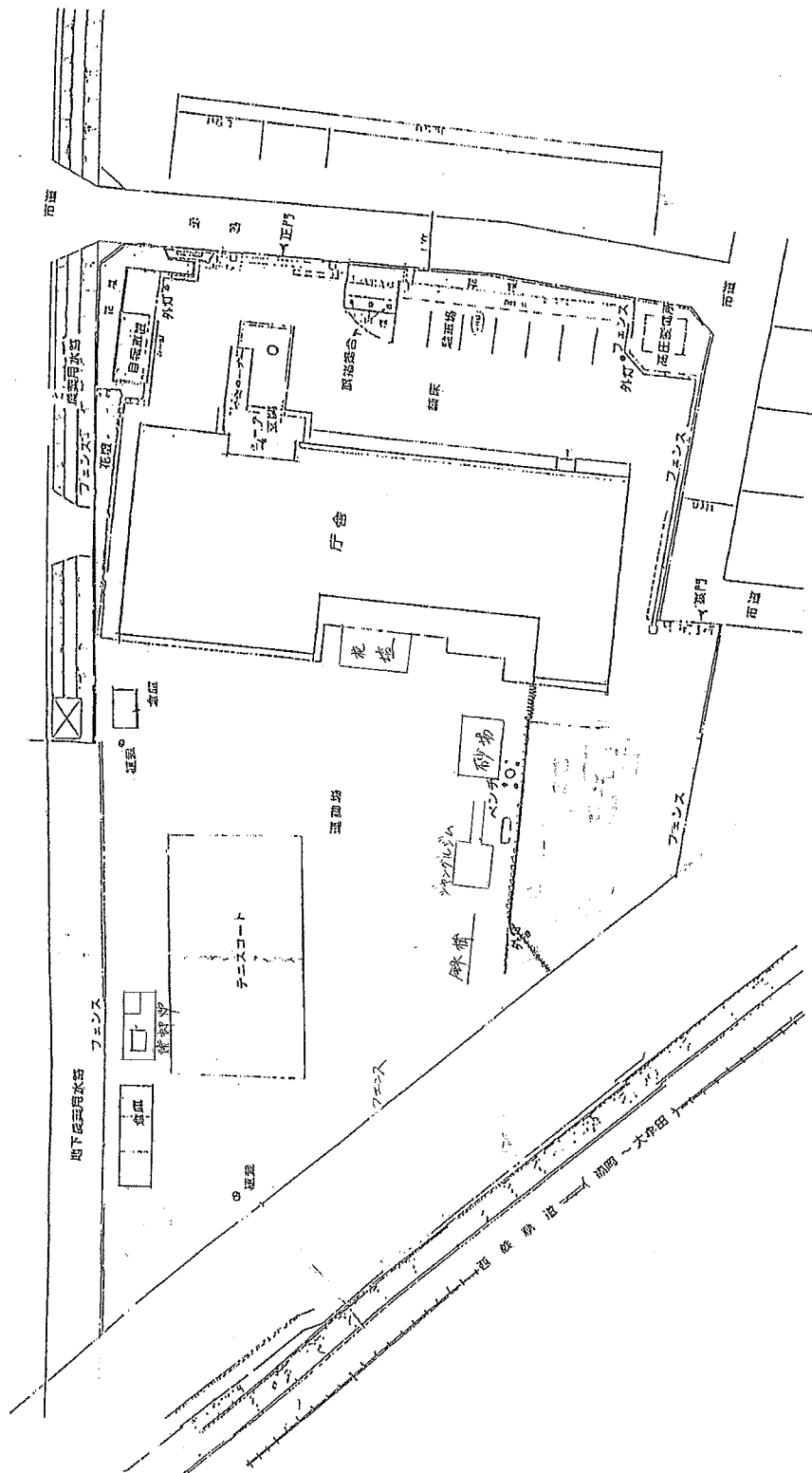
4. 久留米児童相談所平面図

別紙のとおり。

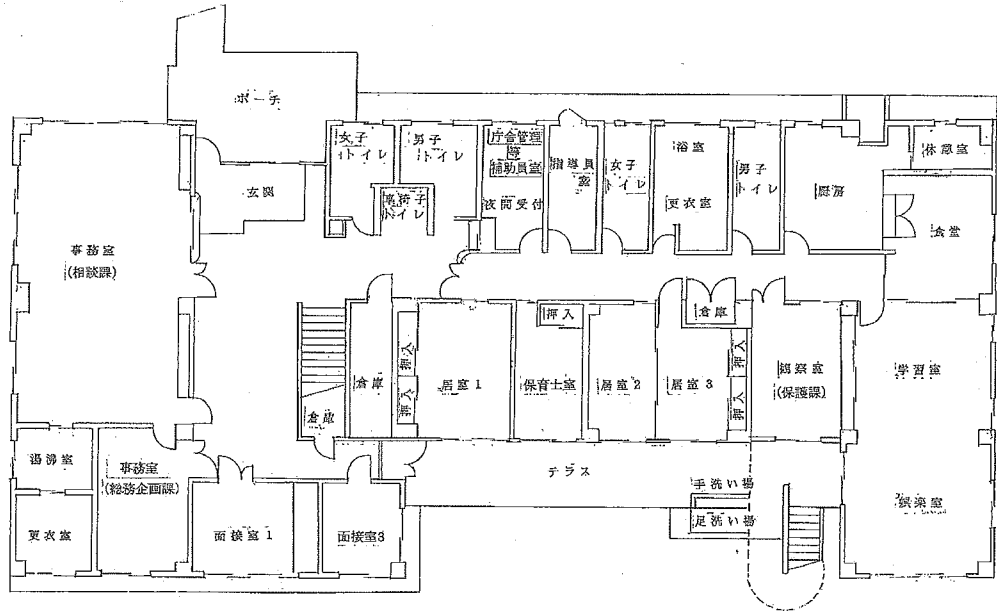
土地・建物の状況

久留米児童相談所土地平面図
所在地 久留米市高瀬本町字金丸 281

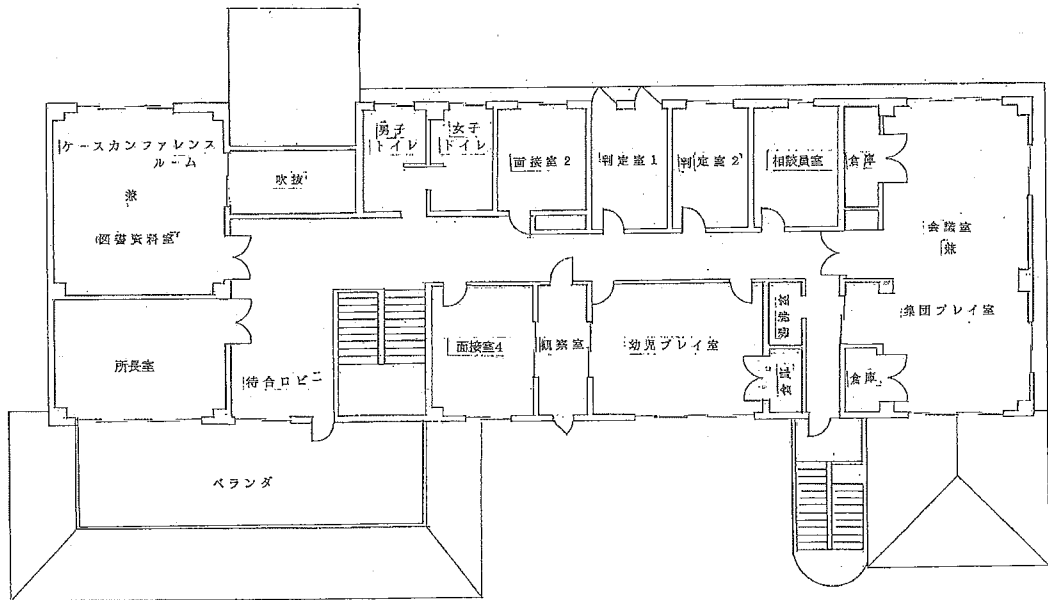
地 積 2,821.87㎡



久留米児童相談所平面図



建物1階平面図



建物2階平面図

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-8 合同庁舎（複合施設）の3階にある一時保護所の課題と工夫

福岡県中央児童相談所

1 はじめに

当児童相談所は、平成9年4月、福岡市から春日市へ移転改築した。

移転に際しては、障害者更生相談所、精神保健福祉センターが同時に移転改築することとなり、当児童相談所は、これらの庁舎と合同の庁舎となり、3階建て庁舎の3階に入居することとなった。

このため、一時保護所も合同庁舎の3階に設置されている。

2 現状

一時保護所には以下の居室やスペースを有している。

- ・ 児童居室（男子1、女子1、幼児1、計70㎡）
- ・ 食堂（26㎡）
- ・ 学習室（36㎡）
- ・ 多目的室（24㎡）
- ・ プレイルーム（大）（バドミントンのコートが取れる。220㎡）
- ・ グラウンド（屋根なし。バレーボール・バスケットボールコート、砂場、菜園…200㎡を超える広さあり）
- ・ 浴室、男子便所、女子便所等

- ・ 事務室（職員室）、職員控え室、調理室等

3 課題

課題としては、運動場（グラウンド）の問題、部屋数の問題、一時保護期間が長引いた場合のストレスの問題などがある。

（1）運動場（グラウンド）での問題

①足下のコンクリート面には、特殊な柔らかい樹脂を貼ってあるが、少し堅いので怪我しないような配慮が必要である。

②運動するスペースとしては、面積が狭いので、思い切り走れない。また、ドッジボール、バスケット、年長児のキャッチボール等、運動できる種目が限定される。

③狭い場所で幼児から年長児まで遊ぶので危険がないように工夫がいる。

④事務室（職員室）からグラウンドが見えないため、必ず職員がグラウンドで子どもにつく必要がある。

（2）部屋数の問題

近年の一時保護児童の増加や被虐待の児童、非行傾向のある児童等の混在処遇の状況があり、タイムアウトルーム（一人になりたい時や反省させるた

めの静かな部屋）等、部屋数が欲しいところであるが、現実にはコンクリートの建物のため、増改築が難しい状況である。

（３）一時保護の長期化に伴うストレスの問題

一時保護所の居住空間は相対的に狭く、緑も少ないため、一時保護期間が長くなると、児童にとって、ストレスが溜まりがちになる。

４ 工夫

（１）運動場（グラウンド）での問題

①足下の面が堅いので、なるべく運動靴を履かせている。また、鉄棒の下には人工芝を敷いたり、グラウンドにネットを張ったり、事故や怪我の防止に努めている。

②狭い空間なので、幼児が砂遊びしている時は、危険な球技は避けるようにしている。

③運動場（グラウンド）の他、室内にプレイルーム（大）があるが、他の児相より広く、室内体育館的に使用しており、雨天時の運動等にも活用している。

なお、体育の時間を設け（年中無休）、毎日１時間以上運動させている。

（２）部屋数の問題

児童を集団から一時的に切り離す必要がある時などは、「多目的室」（畳が敷かれている）等を緊急的に活用している。

また、就寝時寂しがったり、他児へ暴力を振るいそうな児童などを職員が添い寝したり、寄り添ったりしながら、対応している。

さらに、同一非行グループからの保

護や混合処遇上の問題がある場合には、他の児童相談所で一時保護を行っている。

（３）一時保護の長期化に伴うストレスの問題

近くに遊戯施設や運動施設を備えた広大な県立公園があるため、担当児童福祉司が一時保護児童を公園に連れ出すなど、児童の情緒の安定等にも配慮を行っている。

また、地元の祭りの際、全職員の協力のもとに外出し、楽しませるよう工夫もしている。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-4-1 一時保護所の児童福祉施設サービス評価事業の実施

神奈川県中央児童相談所

1 児童福祉施設サービス評価事業の開始と仕組み

神奈川県では、子どもの人権擁護を目的に「かながわ子ども人権相談室事業」を平成10年に立ち上げ、事業の実施を神奈川県立総合療育相談センター地域企画課で行うこととしました。この事業の内容は大きく分けて次のようになっています。

I 「子ども人権審査委員会」の設置・運営
人権に関わる課題を持った子どもの援助活動に関する意見具申や指導・助言を弁護士・医師・児童福祉専門家からなる委員に審議いただく。

II 子ども人権推進事業（次の3つの事業で構成）

① 「児童福祉施設サービス評価事業」

児童福祉施設サービス評価基準に基づき各施設の支援のあり方を評価し生活する子どもの最善の利益の尊重、意見表明権を確保していく。

② 「相談事業（子ども人権ホットライン）」

子どもの人権に関する電話相談を受け、助言指導を行うとともに専門機関の紹介や専門調査依頼を行う。

③ 「普及啓発事業」

子どもの人権に関する資料作成や研修の実施等を行う

このうち「児童福祉施設サービス評価事業」は、平成10年に「児童福祉施設処遇評価事業」として開始され、対象を児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設として、年に6施設程度について順次実施してきました。この間、福祉の潮流は社会福祉の基礎構造改革として取り組まれ、子どもの権利擁護や福祉サービスの質の向上についても、改正児童福祉法に盛り込まれました。具体的に関連するものとして、「児童福祉施設最低基準」第14条の3に子どもからの意見を受け付ける窓口の設置、苦情の解決への第三者の関与が明記されています。

したがって、現在神奈川県が行っている「児童福祉サービス評価事業」は、福祉サービス評価と苦情解決制度の両面を持ったものと言えます。また、サービス評価委員は、弁護士や児童福祉専門家（大学教授、主任児童委員等）など20数名で構成されています。

サービス評価の仕組みは、①施設サービス評価基準を用いた自己評価（施設自身が前もって行う。）、②評価委員による施設職員からの意見聴取、③評価委員による子どもたち（グループあるいは個別）からの意見聴取、

④評価内容の講評と施設職員との意見交換、
⑤報告書の作成となっています。

2 一時保護所を対象としてサービス評価を行うこととなったいきさつ

平成17年2月改正の「児童相談所運営指針」では、一時保護所でも児童福祉施設最低基準に順じて、「意見箱の設置といった子どもからの苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。」と明記されています。

児童相談所では児童虐待相談の増加に伴って一時保護される子ども被虐待児が増え、さらに軽度の発達障害を有する者など子どもの特性も多様化しており、より高い援助の専門性と子どもの権利擁護が求められる状況となっています。

しかし、一方で一時保護所では、子どもの置かれている状況への配慮や集団生活を余儀なくされるために子どもの生活を規制せざるを得ないことも多く、それに伴った様々な配慮も必要となります。

厳しい見方をすれば、子どもの生活の質が確保できず、子どもの人権の侵害が起こりかねない状況でもあると言え、子どもの権利擁護の視点から、一時保護所の援助について第三者に評価を受けることの意義は極めて高いと言えます。

また、事業開始当時から一時保護所についても評価の対象にしようとする考えがあり、歴代評価委員からも一時保護所の運営に対する高い関心が寄せられていました。

そこで、我々は勇気をもって一時保護所のサービス評価を受けることを決断し、他の児童福祉施設とは違った一時保護所版施設サービス基準（評価項目と評価表）の作成に協力をしながら、平成16年度にこれを完成させました。

3 一時保護所のサービス評価の内容

児童福祉施設サービス評価の評価項目と

評価表は、①権利擁護のために、②適切な援助課程を確立するために、③安心できる生活のために、④幼児の健やかな成長のために、⑤求められる施設として活動するために、の5点を大柱として、43の項目より成り立っています。（資料1「評価項目」を参照ください。）他の児童福祉施設の評価表に比べると、項目立てやチェック項目の設定にかなりの変更が加えられています。

評価表のチェックや記載方法については、他の児童福祉施設の評価表を踏襲して、実施あるいは実現出来ている細項目にチェックを入れ、独自の工夫・配慮について記載を入れる形としました。（資料2を参照ください。）

4 サービス評価の実施と結果

神奈川県（横浜市・川崎市を除く）の児童相談所には、3ヶ所の一時保護所がありますが、まずは当中央児童相談所の一時保護所（定員15名）で行うこととしました。準備から結果の送付までの流れは次のとおりです。

（1）サービス評価実施申出書の提出

申出理由を「さまざまな理由により一時的に保護所で生活する子どもたちの権利を守り、より良い生活を目指した援助を進める上で、一時保護所の支援向上に資するため。」として、中央児童相談所より総合療育相談センターに申し出ました。なお、当所の思春期生活支援事業（定員15）については、援助の内容が一時保護所とは多少違うため今回は対象としないこととしました。

（2）事前説明会

総合療育相談センターで申し出を受理後、評価を受ける中央児童相談所に対する事前説明がありました。特に一時保護所では初めての実施となるため、日程や子どもたちへの説明等について細かく打ち合わせ

が行われ、事前提出資料の確認も行われました。

(3) 事前自己評価

サービス評価表を用いて、一時保護所の職員が自己評価を行いました。評価は職員が個別に行った後にこれを持ち寄り、複数の職員によって会議の場などで討議しながらまとめ（一本化）を行い、総合療育相談センターに提出、今回の担当評価委員に事前に送付されました。

(4) 子どもへの事前説明

一時保護所の子どもに対して、分かりやすく作った資料を用いて説明が行われました。説明の後、評価委員との面接の希望を聞きとり、面接日程に割り振りました。

(5) 実施当日の状況

今回の担当として、3名の評価委員（弁護士、大学教授、主任児童委員）が来所され、次のように進められました。

ア 全体事項の聴取

児童相談所の概況や一時保護所の運営について、児童相談所長等から評価委員に説明しました。

イ 職員の意見聴取

自己評価を元に3名ずつに分かれ1対1で一時保護所職員の意見が聴取されました。職員の選抜は、一時保護所経験5ヶ月目の職員も含めて、経験の長短に関係なく行いました。

ウ 子どもの意見聴取

1人もしくはグループでの子どもの意見聴取（全18コマ）が行われました。

エ 評価講評

評価委員より、職員や子どもから聴取した内容や所感等について口頭で講評を受けました。

(6) 評価結果の送付

後日、評価結果が送られてきました。評価は、評価表の5つの項目別のコメントと、子どもたちの話しの内容、総評で構成され、

「一時保護所でこのような評価が行われることは画期的なことです。評価を受けたことに満足せず、今後も今までの取組みをさらに発展させ、よりよい子どもへの援助が行われることを期待しています。」と結ばれていました。

5 評価を受けての考察と今後の展望

(1) 意見聴取では、聴取を受ける側が構えてしまったり、本当のことが言いにくいこともあり得ます。サービス評価は、監査とは違って皆で評価し一緒により良い援助の実現を考えていくものです。出来ていないことを皆で認識し、次の取組みにつなげることが大切なのです。また、一時保護されている子どもたちは、意見を表明する経験に乏しく、保護されている心情から意見がでにくいと思われます。普段から子どもたちの意見交換や表明する力をつけるような関わりが必要です。

(2) 評価結果が良くない項目については、ハード面や人的要因で改善が困難なものもありますが、評価は評価と割り切らず、どうしたら改善できるか課題として、しっかり認識して、少しでも改善が図られるよう取り組む姿勢が大切です。

(3) 一時保護の特殊性から子どもの生活にいくつかの規制が必要となることがありますが、個々の子どもを取り巻く状況が厳しかったり複雑であればなおのこと、関わる側の説明責任と子どもの同意、意見表明が大切になると認識すべきです。

(4) 今回の実施に向けては、前年度に一時保護所版としての改定を行ったにもかかわらず、一時保護所としては回答しにくく判断に迷う項目が意外に多くあることが分かりました。現在、更なる改定作業を行っているところで、項目の加

除修正や文章表現の手直しが大幅に加
えられており、今年度中の完成を目指し
ています。

- (5) 今後、一時保護所の役割の重要性が
ますます増し、それに伴って援助の質の

向上も求められてくると思われます。神
奈川県の他の2カ所の一時保護所につ
いても、順次このサービス評価を実施し
ていく予定です。

(資料1)

評 価 項 目

I 権利擁護のために

(I) 尊厳への十分な配慮

- (1) 適切な養育や援助を受ける権利擁護の取り組みを行っていますか。

(II) 差別、体罰の禁止

- (2) 一時保護所を理解してもらうための取り組みをしていますか。
(3) 体罰を伴わない援助を行っていますか。
(4) いじめなどから子どもが守られる適切な対応を行っていますか。

(III) プライバシーの保護

- (5) 子どものプライバシーや行動の自由などへの規制は、子どもの最善の利益になる場合にのみ適切に実施していますか。
(6) 子ども宛にきた手紙は、子どもの最善の利益保護の観点に立って、プライバシーに配慮した対応を行っていますか。
(7) 子どもが電話を使用する場合、子どもの最善の利益保護の観点に立って、プライバシーに配慮した対応を行っていますか。
(8) 子どもの居住スペースについては、プライバシーに配慮した対応を行っていますか。
(9) 私物の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っていますか。
(10) 見学者を受け入れる場合、生活している子どもに配慮した対応を行っていますか。

(IV) 思い、考えの表明の確保

- (11) 子どもへの個別対応をどう確保していますか。
(12) 生活全般に子どもの意見、意向や自己決定などを尊重した対応を行っていますか。
(13) 行事等への参加は、子どもの意見、意向等を尊重した対応を行っていますか。
(14) 生活規則や日課等は、子ども集会などの子どもの意見に配慮した内容になっていますか。
(15) 子どもや保護者の思想や信教は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されていますか。

II 適切な援助過程を確立するために

(I) 援助の専門性の確保

- (16) 一人ひとりの児童についてアセスメントを行い、それに基づき適切な援助を行っていますか。
(17) 援助困難な子どもの対応は、どのように行っていますか。
(18) 虐待を受けた子どもなどの心理的なケアが必要な子どもに対して、心理的な援助を行っていますか。
(19) 援助困難な子どもに対して、関係機関（市町村・病院・学校など）と連携した援助を行っていますか。

(II) 分離不安への配慮

- (20) 子どもが一時保護所の生活を始める場合の対応は、どのように行っていますか。

(21) 家族との面会、外出、外泊は、どのように行っていますか。

(Ⅲ) 援助の連続性の確保

(22) 退所後の生活を考慮した援助を行っていますか。

Ⅲ 安心できる生活のために

(Ⅰ) 豊かな食生活と健康な生活への配慮

(23) 子どもの生活に合わせた適温の食事が取れるようにしていますか。

(24) 子どもの好みなどに配慮した食事の工夫をしていますか。

(25) 子どもの健康管理について、どのように対応していますか。

(Ⅱ) 社会生活への準備

(26) 子どもが洗濯や調理などの生活習慣を習得するための対応は、どのように行っていますか。

(27) 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。

(Ⅲ) 進路及び学習の保障

(28) 学習に対する援助は、どのように行っていますか。

(29) 通学の保障をしていますか。

(Ⅳ) 発達に応じた選択への配慮

(30) 日常生活での子どもの主体的な選択が尊重されていますか。

(31) 日課の充実についてはどう取り組んでいますか。

(32) レクリエーションや遊びなど余暇活動は、どのように行っていますか。

Ⅳ 幼児の健やかな成長のために

(Ⅰ) 代弁者としての意識と役割りの保持

(33) 幼児のサインへ適切な応答をするために、どのようなことを行っていますか。

(34) 幼児を措置する場合の対応は、どのように行っていますか。

(Ⅱ) 保育看護の充実

(35) 幼児などと特定の養育者との愛着関係を深めるための対応は、どのように行っていますか。

(36) 幼児の保育について年齢に応じた保育活動をしていますか。

(37) 保健管理や病虚弱の子どもへの対応などは、どのように行っていますか。

Ⅴ 求められる施設として活動するために

(Ⅰ) 一時保護所の運営と環境の整備

(38) 職員の資質と援助技術の向上のための積極的な取り組みを行っていますか。

(39) ボランティアなどの活用については、積極的に取り組んでいますか。

(40) 「一時保護所のしおり」を活用した施設運営を行っていますか。

(41) クオリティーマネジメントの指針に沿った援助を積極的に取り組んでいますか。

(42) 一時保護所運営などについて、独自の取り組みをしていますか。

(Ⅱ) 情報の提供と公開

(43) 保護者への子ども援助に関する情報提供は、積極的行っていますか。

評 価 表

「評価表」の記入について（一時保護所用）

- 「評価表」のサービス評価項目に定められた評価の基準に、一時保護所における援助内容が「十分に行われているもの」もしくは「もっとも一致するもの」にチェックし、一時保護所独自に工夫や配慮している内容欄は、一時保護所独自に工夫や配慮している内容や現状では取り組めない特別の事情などを記載してください。
- □は一時保護所でチェックする際に用いてください。（ ）は委員用です。

◆ 権利擁護のために

I 尊厳への十分な配慮

サ ー ビ ス 評 価 項 目	
1 適切な養育や援助を受ける権利擁護の取り組みを行っていますか。	
☐ （ ） A：手引きや運営指針などに子どもの最善の利益等の観点から権利擁護を盛り込み取り組んでいる。	
☐ （ ） B：苦情を解決する仕組みについて明文化している。	
☐ （ ） C：職員会議での検討や権利擁護の研修を行い取り組んでいる。	
☐ （ ） D：子どもの苦情などを申立てるしくみなど体制を整えている。	
☐ （ ） E：一時保護所での取り組みについて、一時保護所のしおり等を活用して説明している。	
(一時保護所独自に工夫や配慮をしている内容)	(委員記載欄)
	I II III IV

「子どもの苦情を申立てるしくみ」とは、社会福祉法に規程された仕組みとする。また、投書箱、施設内オンブズマンなどを設置し、施設全体で子どもの苦情などを申立てる体制をいいます。さらに「整えている」とは、その仕組みの実効性、有効性を評価してください。

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-4-2 一時保護所における生活ケアについて 一子どもが安心して自己表現できる環境づくりー

井上良純（三重県北勢児童相談所）

A. はじめに

三重県北勢児童相談所の管内人口は約82万人で、一時保護所（以下、保護所）の入所定員は15名である。職員は児童指導員6名、保育士が1名、心理療法担当職員（非常勤）1名の体制であり、さらに夜間及び休日にはアシスタント職員を1名配置している。平成17年4月から12月までの入所児童は72人で、養護が9割強、非行が1割弱であり、養護ケースの7割に虐待が認められた。なお、児童福祉施設に入所していた子どもの保護も11人あった。入所期間は60日を超えるケースが6割以上になっており、そのうち100日を越えるケースは6人であった。

複雑な問題を抱える子どもが多くなっており、家庭引き取りが困難であったり、児童福祉施設に空きがほとんどないため、退所先が決まりにくい状況が生じている。そのため、長期化する保護所での生活の充実がますます重要な課題になってきている。

B. 子どもたちの心の痛みへの共感と受容

（1）子どもの感情表出（不安、寂しさ、怒りなど）を受け止める

保護所で生活する子どもたちは、親から見

捨てられたのではないかと恐れていたり、一緒に暮らすことができないという寂しさを強く感じている。あるいは無力感、劣等感、絶望感にとらわれている。何かに集中することもできず、ひどく抑うつ的になり、「死にたい」「殺して」などと言ったり、不安、寂しさ、怒りをさまざまな行動や身体症状によって表出する子どもが多い。

保護所での生活に慣れるにつれて、子どもたちはさまざまな「問題行動」を引き起こす。暴力を受けて傷ついた子どもたちは、暴力で人を傷つける行為を繰り返す。自分が過去に受けた虐待行為を繰り返すことで、自分の心の傷を癒そうとしているようでもある。その一方、自分のためだけに時間を使ってほしい、自分だけを見てほしいという子どもたちの承認欲求も強くなり、職員を独占したり、甘える行動も増えてくる。子どもから少しでも目をそらすと、暴れたり、泣き叫ぶ子どももいる。

情緒的に不安定で、ほんの些細なことで気分が変動するのか、「むかつく」「いらつく」「きもい」と感覚的な不快感をたえず口に出している。人間関係は、支配するか支配されるかパワーゲームのように考えており、すぐに「殺したるか」「殴ったるか」と敵意や攻撃

性をむきだしにする。

これまで抑えられてきた怒りの感情を職員に向けたり、挑発してくることもある。しかし、子どもの不安や怒りに対する共感的理解を示しながら、子どもを抱え続けていると、子どもたちは落ち着きを取り戻すことができる。自分が守られているという安心感の中で、自分の感情を出し切る体験はとても大切だと思う。

C. 心が安らぐ生活の場づくり

(1) 心地良い暮らしの保障

虐待を受けて入所する子どもがほとんどで、自分が悪い子どもだったために親から見捨てられたのだと思って、罪の意識を抱いている子どももいる。こういう拒否された体験をもつ子どもは自分を卑下したり、無気力になったり、反抗的で破壊的な行動を日常生活の中で見せることが多くなる。しかし、生活の場をきれいにし、物や壁が壊れたままにしない配慮を続けていると、子どもたちの行動に変化がみられる。

①壁に穴を開けたら

建物の壁は殴ったり、蹴ったりすると直ぐに穴が開く。壁に開いた穴をそのままにしていると、次の日にはより大きな穴になるので、気がついたら直ぐに修理することになっている。子どもの見ている目の前で直しているとき、壁の穴が塞がると、子どもはほっとしたような表情を見せる。中には修理を手伝ってくれる子どももいる。手伝いながら「もうせんから」と言う子もいる。

②物が壊れたら

三輪車など壊れたら直ぐに直すようにしている。子どもが壊れたので直してと言ってこられる関係が大切であると考えている。このような何気ない日々の積み重ねが、困ったときに助けてもらえると感じることに繋がっている。「どうしてこわしたの」「よく

こわすわね」などと言うことは、禁句である。壊さないように注意しているうちに、物の管理が厳しくなり、自由に子どもが使いたいときに使うことができなくなる。壊れたら何回でも直しているうちに、大切に使いなさいと言わなくても、大切に使うようになる。物理的に直すことが、子どもの心の癒しにもつながっているのではないかと思う。

③安心して眠れるように

就寝の前に絵本を読んでほしい、紙芝居をしてほしいと要求してくることが多いので、子どもが選んだ絵本や紙芝居を必ずひとつは読んであげている。また、寝付くまで背中を「とんとんして・・・」と要求してくる子どもが多い。寝付くまで側にいることにしている。

なお、真夜中に職員の寝ている部屋に来て、「おしっこでたよ」と報告に来る5歳の男児がいた。「よかったね」「えらかったね」などと言い、部屋まで送ると再び安心したように眠りについた。

(2) 子どもの興味、関心を広げる生活

子どもたちが生活の張りや喜びを取り戻すため、豊かな生活体験を提供することが大切であると考えている。そのため、外出の機会や所内での行事などを計画することで、できるだけ生活に変化をもたせるようにしている。

①外出

近所の公園へ週1回位の頻度で出かけている。マイクロバスを借りて、デイキャンプや科学館などの地域にある施設にも出かけている。1日かけての所外活動では、みんなで昼の弁当も作る。おにぎりやサンドイッチなど何個つくってもいいことにして、自分の分は自分でつくことにしている。そんなときはみんな朝起こさなくてもいつの間にか起きてくるし、言われなくても身の回りの

整頓、洗濯、洗面、歯磨きなどしなくてはならないことをさっさと済ませている。

絵本や児童書を買いに、子どもと一緒に専門店で月1回出かけている。子どもが自分で選んだ本一冊は、自分のものになるので、熱心に選ぶ姿がみられる。おやつを買出しも、一週間に1回、スーパーへ子どもを連れて出かけ、子どもに選ばせている。小動物を飼いたいという子どもには、世話をする条件にその子ども専用の小動物を買いに出かけたりもする。

②学生ボランティアとのふれあい

一時保護所は今まで子どものプライバシーの保護を理由に、家族や関係者以外との接触を控えてきた。しかし、一時保護所でも可能な限り、外部のいろんな人とのふれあいの機会を作りたいと考え、所外活動時や休日には、学生ボランティア等を受け入れている。子どもたちは学生ボランティアを独占し、肩車をしてもらったり、たっぷりと甘えられるので満足そうである。

D. 事例から

(1) 養母による心理的・身体的虐待の事例 (小学校5年生)

彼女は、他児を威嚇して、支配しようとする傾向が強かった。自分の思いどおりにならないと復讐を企てた。ある日、食事のメニューにきのこ汁があった。彼女は配膳のとき、中庭に生えていたきのこをいじめている2人の子どもの碗の中に入れた。気づいた職員が別のものと取り替えたので、彼女の目的は果たせなかった。そして、彼女の行為は無視して、何事もなかったように食事を始めた。その後、彼女が食事の場面で何かを仕掛けることは無かった。

また、他児のアルバムから写真が全て抜き取られてしまうという事件が起こった。彼女の了解のもとで、一緒に持ち物の確認をしていたところ彼女の衣類の間からその写真は

見つかったが、彼女は知らないと言い張った。彼女は、持ち主の子に「私は盗ってないけど、私のところから出てきたのでごめん」と謝った。それ以上追求はしなかった。

職員に対しては関わってほしいという気持ちとは裏腹に、叩いたり、暴言を吐いたり、攻撃的な接し方しかできなかった。しかし、いつも職員室の前のソファに座り、職員の動きを目で追っていた。その内、気に入った職員に腕組みをしてくるなど身体接触を自ら求め、甘えるようになってきた。自分の心が満たされてくると、職員に甘える他の子どもたちをいじめる行為が少しずつ減っていった。

(2) 父親に支配され、暴力を受けていた事例 (中学校1年生)

小学校3年生のときから、家族全員で借金を取立てから逃げ回る生活を送ってきた。万引きをして捕まり、親の居所不明ということで保護となった。その後、家族の居場所がわかるが、父親を拒否して家には帰ろうとしなかった。

入所当初は、頭痛、難聴、視力低下などの身体症状やリストカット、無断外出などの問題行動が頻発した。彼女が身体症状を訴える度に、医療機関に連れて行ったり、リストカットの傷に包帯を巻いてやったりした。自分の身体をいたわってもらえることが、彼女の心の癒しにつながっているようだった。

保護所での生活は半年を越えたが、保護所で若い子どもたちの世話をしたり、おやつを買出しに行ったり、カメラで自分たちの生活を記録して、アルバムを作るなど生き生きと暮らせるようになり、自信を取り戻していった。いつの間にか身体症状は消え、本児の名前を書いて預かっていたリストカット用の小刀も一度も取りに来なかった。

自分の考えを父親に話せるようになり、頑なに家庭から離れて施設で暮らすことを希

望していた彼女は、家庭に戻る決心をした。学校生活への不安は大きかったので、適応指導教室へ通うことを自ら希望するなど、自分の生活を組み立てる力を身につけた。

E. おわりに

親と離れて生活しなければならない、つまり親や家庭を一時的、あるいは永続的に失うことによって生じる子どもたちの心の傷が癒され、自尊感情を取り戻し、生活面での意欲が高まるように援助していくことが保護所職員の重要な役割である。

しかし、大人に対する強い不信感を持ち、破壊的な行動を繰り返す子どもと日々接していると、職員もときにはフラストレーションを感じることもある。また、子どもに厳しく指示したり、日課や規則で縛って行動させるのではなく、子どもの自発的な行動を引き出すようなかわりは、子どもとの摩擦や衝突も増え、困難な事態を招くこともある。だからこそ、子どもを責めずに、あるがままに受け止めるためには、職員間の連携や協力がとても重要だと思われる。

なお、個々の職員が自分の得意な面を発揮し、生活の中での楽しみや喜びをたくさん作り出すことを大切にしている。また、余暇の時間に子どもとおしゃべりしたり、自然に抱っこしてあげたり、子どもとのふれあいを楽しむことも心がけている。こうした生活の中で、一人ひとりの子どもが大事にされたと感じると、陰しかった子どもの表情が穏やかになり、生活面でもいろんなことをやりたがるようになる。

もちろん、子どもの生活空間が制限されているという環境的制約、子どもが自由に使えるお金が配分されていないという予算的制約などがあり、十分なケアができないという問題も抱えている。そのため、子どもたちに不自由と我慢を強いている側面があるにもかかわらず、精一杯のケアを行っていると、

子どもたちの笑顔が増えてくる。子どもの入れ替わりが激しいので、不安定な集団に戻ることもあるが、どんなときでも、子どもたちの安全が守られ、安心して甘えられる環境を維持することが大切だと思う。

とても傷つきやすく、過敏な子どもの気持ちに寄り添うためには、自分自身の心を平らに保ち、心のバランスを崩さない努力が要求される。大人を簡単に信用しない子どもたちの試し行動やルール破りに対応したり、時には暴れて殴りかかってくる子ども、泣き叫ぶ子どもを全身で受け止め、落ち着くまで傍についていた後には、心身が消耗したと感ずることもある。このように子どもの感情を表出させ、子どもを受け止めることは容易なことでは無い。しかし、「自分は普通の子とちがう」「誰もわかってくれない、助けてくれない」と自分の運命をのろい、人をねたみ、怒りや悲しみを抱える子どもの苦しみはもっと深いのである。

「自分は一人じゃない」と思えるようになるためにも、困ったときは、そばに寄り添い、子どもと共に泣いたり、笑ったりする普通の生活が大切だと考えている。保護所での心地よい暮らしや体験の積み重ねの中で、子どもの心の傷が癒されていくと思う。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-4-3 里親への一時保護委託の状況

十川光男（北海道中央児童相談所 指導援助課長）

研究協力者

白石美也子（地域支援課 福祉専門員）

A. 現 状

里親への一時保護委託は、0歳児を養護事情により緊急的に短期間、保護する場合に行うことが多い。

里親を活用する理由としては、現在の一時保護所がハード・ソフトの両面で乳児の受入が困難であること、また、乳児院が慢性的に定員一杯の状態にあり、緊急的な一時保護に全て対応できないこと等がある。

B. 課 題

（1）一時保護委託の基本的な考え方

北海道は「児童相談所業務取扱要領」において、委託する場合の基本を定めており、『基本的な生活習慣が自立していない乳幼児の場合』を対象としてこれまで活用されてきたが、法28条第1項の申し立てが多くなり、愛着形成が必要な児童を委託していくことが望まれるが、そのためには次の様な条件整備が必要と思われる。

ア 里親への援助体制の整備

イ 保育所や学校活用にあたって、費用負担をどうするのか、施設からも問題が出されている。

ウ 児童福祉司や判定員の増員などがなければ定期的な家庭訪問等の援助ができない。

（2）費用

一時保護委託の場合、里親扶助費とは多くの点で違いがある。

法による委託であれば短期間であっても、里親手当は全額、生活諸費は日割りで支給されるが一時保護委託の場合は、委託児童の年齢にかかわらず、一律日額1,560円の支給のみであり、支度費などの準備費用も支給されない。

このため、里親には緊急の保護委託で精神的にも負担の大きい中、さらに金銭面でも負担を強いることとなる。

また、被虐待児の委託についても施設への一時保護委託であれば認められる「被虐待児受入加算」も里親には適用されないなど制度の矛盾もある。

職権での保護を要する場合、また、施設入所には容易に同意が得られないが、緊急に分離が必要な児童を保護する手段としての一時保護（委託）は、言うまでもなく児童相談所の重要な機能であり、躊躇無く制度活用が図れるよう費用面での改善が求められる。

（3）保護者対応

職権による一時保護の場合は、児童相談所と保護者が対立関係になる場合が多く、幼児